

◆「電子的診療情報連携体制整備加算」に係る掲示について

当院は、「電子的診療情報連携体制整備加算 3」の施設基準に係る届出を行っております。

【施設基準】

1. オンライン請求を行っております。
2. 診療報酬明細書を無償で交付しております。
3. オンライン資格確認を行う体制を有しております。
4. オンライン資格確認等システムを利用して取得した診療情報を、診察を行う診察室、処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しております。
5. マイナ保険証利用率が、30%以上です。
6. マイナポータルの医療情報等に基づき、健康管理に係る相談に応じる体制を有しております。
7. 明細書発行に関する事項、医療 DX 推進の体制に関する事項等について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページに掲載しております。

上記の体制により、令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴い、

令和 8 年 6 月 1 日より「電子的診療情報連携体制整備加算 3」を
初診料の算定時に月 1 回限り 4 点、再診料の算定時に月 1 回限り 2 点を算定します。